

特殊詐欺被害の防止に有効！

簡易型自動録音機(録音チュー)の配布対象世帯を拡大します！

町では、特殊詐欺を未然に防ぐため、固定電話機に設置して使用できる「簡易型自動録音機(録音チュー)」を、「高齢者のみの世帯」の希望者に無償で配布しています。特殊詐欺被害の増加を受け、4月1日より次のとおり配布対象を拡大します。

この機器を取り付けると、受話器を持ち上げるだけで警告メッセージが再生され、その後の音声を自動で録音します。約5分間の録音ができ、録音された内容は後で聞くことができるため、内容の確認や通報時に役立ちます。

同機器は電池入りで、裏面にある両面テープをはがし、受話器に貼り付けるだけで、簡単に設置できます。大切な財産を守るため、ぜひご活用ください。

- 対象世帯 固定電話を有する65歳以上の「高齢者がいる世帯」
- 配布台数 1世帯につき1台(すでに配布した世帯は対象外)
- 配布場所 防災交通課(役場2階)
- 配布時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- 申し込み方法 防災交通課窓口にある申込書類を提出してください。
※ 世帯主以外の方でも申し込みできます。
- ※ 機器に不具合が生じた場合は交換いたしますので、現品を持って防災交通課窓口にお越しください。
- 申し込み・問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48) 1111(内1209)



▲固定電話に簡単に設置できます。

特殊詐欺防止用電話機器の購入費用を補助します

深刻化する高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図るため、特殊詐欺防止用電話機器の購入費用の一部を補助します。補助金の交付は、1世帯につき1回までです。

- 補助額 特殊詐欺防止用電話機器の購入費の2分の1、上限は5,000円まで(100円未満の端数が生じた場合は切り捨て)
- 補助対象者 町内に住所を有し、令和6年度に65歳以上となる高齢者のうち、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の方
- 申請できる方
 - ▽補助対象者本人
 - ▽補助対象者の3親等以内の親族(町外在住者を含む)
 - ※ 補助対象者の日常の世話をしている居宅介護支援事業者、または居宅サービス事業者は代理申請できます。
- 対象となる機器(スマートフォンや携帯電話は対象外です)
 - ▽固定電話機に取り付け、迷惑電話の着信を自動で判別し、着信を拒否または通知するもの
 - ▽固定電話に接続するもので、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行うもの
 - ▽固定電話機で自動応答録音装置などを備え、迷惑電話への対策をするもの
 - ※ 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する「優良防犯電話推奨品目録」に掲載されている機器を対象とします。

- 申請方法
 - 次の3種類を防災交通課窓口へ提出してください。
 - (1)補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書
防災交通課窓口で配布しています。町ホームページからもダウンロードすることもできます。
 - (2)領収書の写し
 - (3)保証書の写しなど、対象となる機器であることが分かるもの(メーカー名、品番が記載されているもの。領収書に記載があれば領収書で構いません)

- 申請期限 令和7年2月28日(金)
- 問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48) 1111(内1210)



◀公益財団法人全国防犯協会連合会ホームページ



◀町ホームページ

